

平成 30 年 10 月 10 日  
厚生労働省審査解析室

## 「6431-05、-051 保育所」部門の推計について

### I 概念・定義・範囲

日本標準産業分類の細分類 8531 「保育所」の活動を範囲とする。

#### [平成 23 年表からの変更点]

平成 23 年表において「6431-02、-021 社会福祉（国公立）★★」、「6431-03、-031 社会福祉（非営利）★」及び「6431-04、-041 社会福祉（産業）」にそれぞれ含まれていた保育所を分割し、本部門を新設

### II 推計資料

1) 地方財政状況調査（総務省）、2) 社会福祉施設等調査（厚生労働省）、3) 経済センサス - 活動調査組替集計（総務省）、4) 経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）、5) 歳入歳出決算事項別明細書（地方公共団体）、6) 産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）（厚生労働省）、7) 産業連関表（総務省）

### III 推計方法

(1) 国内生産額 2, 7 1 7, 2 6 4 百万円（※初期値）

- ① 資料 1 による保育所の運営費を暦年換算した額
- ② 資料 1 による保育所の運営費に、資料 2 による保育所に対するへき地保育所及び小規模保育事業の常勤換算従事者数の比率を乗じ、暦年換算した額
- ③ 資料 3 による保育所の費用総額（運営費）に、資料 4 により求めた非営利団体による事業収入額の（全経営組織に占める）構成比を乗じた額
- ④ 資料 3 による保育所の収入額に、資料 4 により求めた会社や個人等による事業収入額の（全経営組織に占める）構成比を乗じた額
- ⑤ 内閣府推計値による減価償却費
- ⑥ ①～⑤の合計額を国内生産額とする。

(2) 投入額

上記(1)により推計した生産額に、資料 3、5 及び 6 により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料 7 を参考に基本分類へ配分する。 ⇒ 別添資料参照

(3) 産出額

資料 1、3、6 及び 7 を参考に、費用徴収額を家計消費支出へ、残額を経営主体に応じて家計外消費支出、対家計民間非営利団体消費支出及び地方政府個別的消費支出へ配分する。

## 2 推計方法の見直しの検討（2）

### ● 「保育所」部門における個別の決算書類等の活用

- ✓ 公立保育所について、「地方財政状況調査」においては詳細な費用構成が表章されていない。
- ✓ このため、各地方公共団体の個別の決算書類等の活用について検討
- ✓ 決算書類のうち「歳入歳出決算事項別明細書」（注1）において公立保育所の費用構成が表章されている地方公共団体をインターネットでの検索等により探索したところ、一定数みられた（現時点で34団体のデータを把握）。
- ✓ 当該データにおいては、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費等の別に費用構成を把握可能（注2）

（注1）「歳入歳出決算事項別明細書」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項及び第5項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項の規定に基づく書類であり、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2の規定により、様式が定められている。

（注2）地方自治法施行規則第15条第2項の規定により、歳出予算に係る節の区分は、以下のとおり定めなければならないとされている。

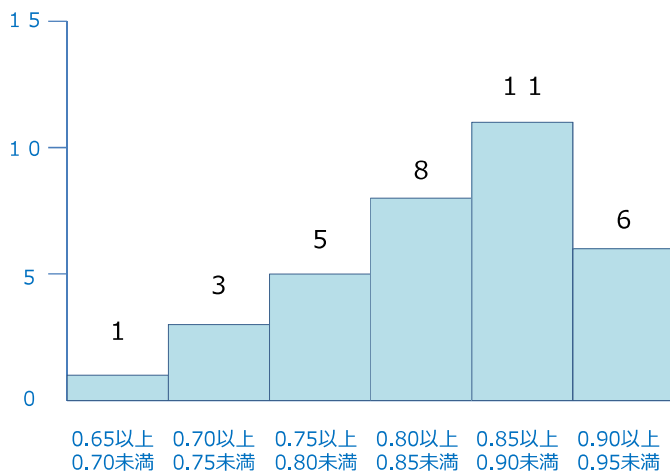
1 報酬	15 工事請負費
2 給料	16 原材料費
3 職員手当等	17 公有財産購入費
4 共済費	18 備品購入費
5 災害補償費	19 負担金、補助及び交付金
6 恩給及び退職年金	20 扶助費
7 賃金	21 貸付金
8 報償費	22 補償、補填及び賠償金
9 旅費	23 償還金、利子および割引料
10 交際費	24 投資及び出資金
11 需用費	25 積立金
12 役務費	26 寄附金
13 委託料	27 公課費
14 使用料及び賃借料	28 繰出金

➡ 当該データのばらつき・代表性に留意しつつ、これらを使用し、「保育所」部門の投入係数の大枠を調整

1

### （参考）個別の決算書類による公立保育所データのばらつきの程度について

現時点で収集できた34団体のデータについて、公立保育所が経常的に要する費用のうち、人件費等（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金等の合計）が占める割合をみたところ、ばらつきの程度については以下のような状況であった。



平均	0.83823
中央値	0.84888
標準偏差	0.06332
分散	0.00400
標準誤差	0.01086
最小	0.69141
最大	0.92042
標本の大きさ	34

(参考) 保育所部門における行政記録情報等の活用

## 前回（第8回）SUTタスクフォース会合後の検討状況

- ▶ 前回（第8回）SUTタスクフォース会合（平成30年3月13日）において、保育所部門については、各地方公共団体の個別の決算書類（歳入歳出決算事項別明細書）を使用して投入係数の推計を行う旨説明
- ▶ 委員から、抽出した34団体のデータのばらつき・代表性のチェックに関し、「規模や全体の何割を取っているか等のデータはないか」との御意見を頂いたところ。



前回会合以降、引き続き、歳入歳出決算事項別明細書において公立保育所の費用構成が表章されている地方公共団体の探索に努め、更に77団体を追加で抽出（計111団体）。その規模等の状況は以下のとおり。

区分	全国の団体数 <sup>※2</sup> (A)	抽出団体数 (a)	a/A	全国の人口 <sup>※2</sup> (B)	抽出団体の 人口(b)	b/B
政令指定都市、中核市等 <sup>※1</sup>	127	9	7.1%	64,922,378	3,566,952	5.5%
中都市（人口10万人以上）	161	17	10.6%	24,443,486	2,406,111	9.8%
小都市（人口10万人未満）	525	64	12.2%	27,403,398	3,740,477	13.6%
町村	928	21	2.3%	11,296,949	528,714	4.7%
合計	1,741	111	6.4%	128,066,211	10,242,254	8.0%

※1 政令指定都市、中核市、特別区及び施行時特例市

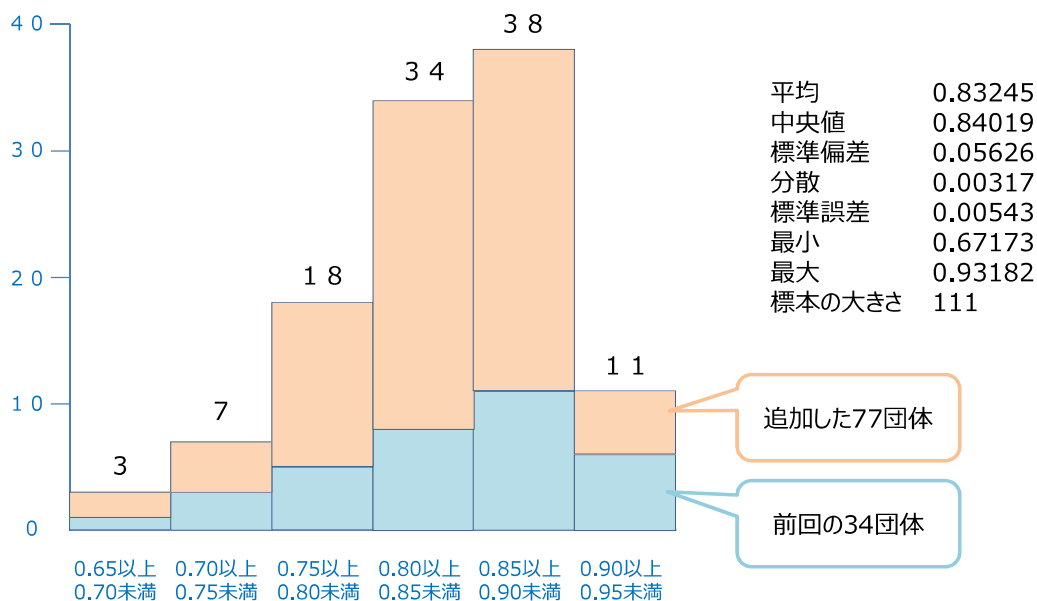
※2 団体数、人口とも平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づいて計算

3

(参考) 保育所部門における行政記録情報等の活用

### 個別の決算書類による公立保育所データのばらつきの程度

現時点で収集できた111団体のデータについて、公立保育所が経常的に要する費用のうち、人件費等（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金等の合計）が占める割合をみたところ、ばらつきの程度については以下のような状況であった。



4